

## 東日本大震災の保健活動における派遣保健師の現状と役割

### —山形県から宮城県へ長期派遣された保健師として—

仙台保健福祉事務所 母子・障害第二班 技師 平尾和佳子

**Key words:** 東日本大震災, 保健師, 保健活動

#### I はじめに

山形県では、東日本大震災後、平成23年3月14日から4月30日までの1か月半仙台市へ、平成23年8月1日から平成24年3月31日までの8か月間と平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間宮城県へ、それぞれ保健師を派遣し、派遣先の職員とともに災害後の保健活動を行ってきた。

今回災害時の長期派遣保健師の現状と役割、また派遣元と派遣先の支援体制について、今後の保健師の長期派遣に生かしていくため、報告する。

#### II 活動内容

【派遣期間】平成25年4月1日～平成26年3月31日

【所属部署】仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）母子・障害第二班（精神保健・障害者福祉担当）

【管内概要】人口約44万人、13市町村（うち、9市町が沿岸部にあり、津波被害を受けた）

【業務分担】被災者生活支援に関すること、被災者の心のケアに関すること、被災者のアルコール・薬物関連専門相談に関すること、精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）支援に関すること

【所内被災者生活支援チーム体制】

リーダー…副所長、サブリーダー…総括2名、事務局…企画総務班、保健所長…スーパーバイザー、構成員…地域保健福祉部の6名の班長と環境衛生部の2名の班長及び所内保健師、栄養士、リハビリ職等約20名で組織

塩釜本所、岩沼支所及び黒川支所の保健師16名が管内13市町村を1か所につき1～3名で担当し、支援

【長期派遣保健師としての主な役割】

- （1）所内外被災者生活支援に関する取りまとめ所内被災者生活支援調整チーム会議（年7回）の開催、市町村被災者生活支援担当者会議（年2回）の開催、所内職員及び市町村職員対象被災者生活支援研修会（年4回）の開催、所内被災者生活支援スケジュール・実績等資料の作成等
- （2）市町村支援（七ヶ浜町担当）  
他班保健師と3名で七ヶ浜町に出向き、月1回保健師打合せ会を実施し、被災者の健康課題の共有  
民間賃貸住宅（みなし仮設）入居者健康調査要確認者の訪問、継続フォローケースを決めるカンファレンスの実施  
町の統計データ、健康課題と事業を整理し、地域診断を支援

【派遣先や派遣元からの支援でありがたかったこと】

派遣元…①活動に必要な情報や資料の迅速な提供、②激励のための来訪や連絡、③山形県での話題、職場の様子についての情報提供、④派遣元で活動報告の機会

派遣先…①状況報告のため、派遣元への出張（年2回）の機会、②派遣職員研修（年1回）で他自治体からの派遣職員と交流できたこと

#### III 考察

- （1）長期派遣保健師は、被災者支援の主担当として、所組織内を横断的につなぎながら、研修会や会議等を開催した。
- （2）七ヶ浜町への支援では、保健福祉事務所（保健所）の保健師と共に、①町役場に向いて話し合いの場を作る、②定期的な打合せを開催する、③町の課題・ニーズを把握する、④情報提供をする、⑤具体的な支援を行う、を実施した。
- （3）発災後、2～3年の県保健師の長期派遣のメリットとして、市町村と信頼関係を築き、得られた情報から管内の地域診断、対策の検討と実施、実施後の評価（PDCAサイクル）を行うことで、派遣保健師としてのやりがいを感じられた。
- （4）長期派遣保健師として、派遣先では「何でもします」という姿勢、「派遣先のルール・文化に合わせる」こと、「派遣先職員の方の話を聞き、よりそう」こと、「派遣先から求められたときに、派遣元での事業・体制・資源等を情報提供する」を念頭に置いて業務を行った。

#### IV 結論

- （1）長期派遣保健師は、組織内を「被災者支援」という業務で横断的につなぎ、研修会や会議開催の準備、資料の作成等、企画調整力が必要であった。
- （2）災害後の保健師派遣では、長期派遣が有効な場合もあるため、フェーズや地域の復興の進捗状況によって、派遣先の実情に合わせた派遣期間の検討が必要である。
- （3）発災から3年目における被災者支援活動では、被災地自治体職員が通常業務を行いながら、主体的に対応していく活動を派遣保健師は支える役割がある。

#### V 引用・参考文献

- 1) 厚生労働省健康局長：「地域における保健師の保健活動について」（平成25年4月19日健発0419第1号）